

## 富山県第4期障害福祉計画（素案たたき台）の構成、策定の考え方（案）

第3期計画		第4期計画 策定の考え方(主な変更点等)	
<b>I 基本的理念等</b>		<b>I 基本的理念等</b>	
1 目的及び趣旨	障害福祉サービス基盤整備等に係る数値目標の設定とともに、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策を定める	1 目的及び趣旨	(法改正等をふまえ修正)
2 計画の位置付け	(1)障害者自立支援法に基づく県障害福祉計画(障害福祉サービスの必要の見込み及びその確保のための方策を定めた計画) (2)「県総合計画」、「県民福祉基本計画」、「県障害者計画」の個別計画	2 計画の位置付け	●介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画その他の障害者福祉に関する事項を定める計画との調和について追記
3 基本的理念	(1)障害者の自己決定と自己選択の尊重 (2)実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化 (3)地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	3 基本的理念	(1)障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援 (2)市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 (3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制整備
4 計画期間	H24～26年度(3年間)	4 計画期間	H27～29年度(3年間)
5 区域設定	4つの障害保健福祉圏域(富山、高岡、新川、砺波)	5 区域設定	(同左)
6 サービスの体系	○総合的な自立支援システムの全体像 ○障害福祉サービスの体系の再編 ○指定障害福祉サービスの種類と内容	6 サービスの体系	●総合的な自立支援システムの全体像 ●サービス支給決定の流れ ●指定障害福祉サービスの種類と内容
<b>II 数値目標の設定</b>		<b>II 数値目標の設定 ※成果目標と活動指標の設定について追記</b>	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	○地域生活移行者数 H26年度末においてH17.10.1時点の施設入所者の約3割が移行 ○入所者減少数 H26年度末の施設入所者数をH17.10.1時点から14.5%程度削減	1 福祉施設入所者の地域生活への移行	●地域生活移行者数 【国指針】H29年度末においてH25年度末時点の施設入所者の12%以上が移行 ●入所者減少数 【国指針】H29年度末の施設入所者数をH25年度末時点から4%以上削減
2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	○1年未満入院者の平均退院率 H27.6.30時点における平均退院率をH20.6.30時点比で7%相当分増加させる ○5年以上かつ65歳以上の退院者数 H27.6.30時点における5年以上かつ65歳以上の退院者数を直近(H23.6.30時点)の状況より2割増加させる	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	●新入院後3ヶ月時点の退院率 【国指針】H29年度において64%以上 ●新入院後1年時点の退院率 【国指針】H29年度において91%以上 ●長期在院者(入院期間1年以上)数 【国指針】H29年6月末においてH24年6月末時点から18%以上削減
		3 地域生活支援拠点等の整備	●【国指針】地域生活支援拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制について、H29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備
3 福祉施設からの一般就労移行等	○一般就労移行者数(年間) H17年度の移行実績の4倍以上	4 福祉施設からの一般就労移行等	●一般就労移行者数(年間) 【国指針】H24年度末時点の移行実績の2倍以上 ●就労移行支援事業の利用者数 【国指針】H29年度末時点の利用者がH25年度末における利用者の6割以上増加 ●事業所ごとの就労移行率 【国指針】就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする
<b>III 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</b>		<b>III 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</b>	
① 訪問系	「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」	① 訪問系	(見込量の変更)
② 日中活動系	「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」「療養介護」「短期入所」	② 日中活動系	(見込量の変更)
③ 居住系	「施設入所支援」「共同生活援助・共同生活介護」	③ 居住系	●「共同生活介護」を削除(障害者総合支援法の施行に伴う共同生活援助への一元化)
④ 相談支援	「計画相談支援」「地域移行支援」「地域相談支援」	④ 相談支援	(見込量の変更)
見込量の確保のための方策	(1)地域移行の推進 (2)就労支援の強化 (3)市町村に対する支援体制の強化	見込量の確保のための方策	●障害者計画(第3次)等をふまえ書きぶりを修正、施策を追加 ●相談支援体制の充実について項目新設
<b>IV 各年度の指定障害者支援施設の必要な入所定員総数</b>		<b>IV 各年度の指定障害者支援施設の必要な入所定員総数</b>	
	指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定める		(数値の変更等)
<b>V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置</b>		<b>V 指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置</b>	
	(1)サービス提供にかかる人材の研修 (2)指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価 (3)障害者に対する虐待の防止		(1)サービス提供にかかる人材の研修 ●行動障害を有する者、精神障害者、罪を犯した障害者への適切な支援に関する研修の実施について追記 (2)指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価 (3)障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進

VI 地域生活支援事業の実施に関する事項		VI 地域生活支援事業の実施に関する事項	
1 専門性の高い相談支援事業	(1) 障害者就業・生活支援センター (2) 発達障害者支援センター運営事業 (3) 高次脳機能障害支援普及事業 (4) 障害児等療育支援事業	1 専門性の高い相談支援事業	(同左)
		2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
2 広域的な支援事業	(1) 障害者の地域生活を支えるネットワークの構築	3 広域的な支援事業	(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業を追加
3 各種人材の養成	居宅介護従業者養成研修 同行援護従業者養成研修 登録手話通訳者養成研修 盲ろう者通訳・介助員養成研修 相談支援従事者養成研修 等	4 各種人材の養成	行動援護従業者養成研修を削除、 ●強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)を追加
4 その他	(1) 生活訓練事業 (2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (3) 芸術・文化講座開催等事業	5 その他	(同左)
VII 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価		VII 障害児支援のための計画的な基盤整備	
	県障害者施策推進協議会に報告、点検、評価を受ける	① 障害児支援の体系	
		② 本県の支援体制	乳幼児期から成人期までの一貫した教育・療育の実施、「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」における重症児等への対応力強化等
		③ 種別ごとの必要な量の見込み	障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の見込量
VIII 障害児支援のための計画的な基盤整備		VIII 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	
	○障害児施設・事業の一元化イメージ ○年齢に応じた重層的な支援体制イメージ ○各施設名、運営主体、定員等 ○新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センターの整備		●成果目標・活動指標の実績把握等について追記 (成果目標:年1回、活動指標:年2回)
IX 障害保健福祉圏域別の数値目標等		IX 障害保健福祉圏域別の数値目標等	
	圏域別数値目標、サービス見込量、基盤整備計画		(同左)※児童福祉施設分含む